

令和5年度

「学校いじめ防止基本方針」

岡崎市立矢作南小学校

岡崎市立矢作南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進める。

2 学校内組織について

(1) いじめ・長期欠席対策委員会について

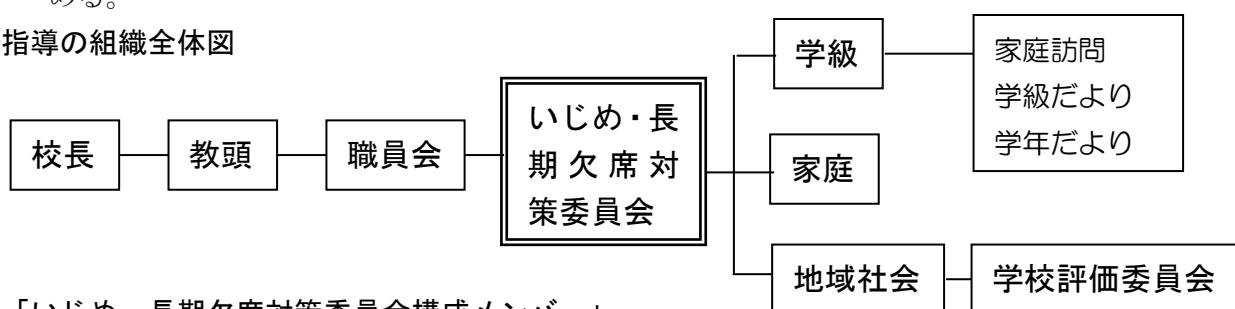
①組織の持ち方について

本校では、「いじめ」及び「長期欠席」については、いじめが原因で長期欠席となる場合も少なからずある、という考えから「いじめ・長期欠席対策委員会」として組織している。

②指導の重点

- ・ あらゆる機会を利用し、よき人間関係が築けるよう努める。
- ・ 学校、家庭生活において、学校、家庭、地域のつながりを一層深める。
- ・ 早期発見対処に心がけ、いじめ・長期欠席対策委員会を核として、組織的に指導を進める。

③指導の組織全体図



④「いじめ・長期欠席対策委員会構成メンバー」

校長、教頭、主任養護教諭、教務、校務、校務補佐、養護教諭、生活指導担当、学年主任、SC

⑤対策

- ・ 家庭・地域・学校評価委員会等の関係諸機関との連携をはかる。
- ・ 早期発見・早期指導をはかるため、いじめ長期欠席対策委員会を中心に職員間の連携を密にする。
- ・ わかる学習・温かい血の通い合う学級作りをめざした実践を強化する。

⑥具体的な取り組み

- ・ いじめ・長期欠席対策委員会を毎月1回の職員会議後と毎学期末に開き、いじめ・長期欠席児童について、各学年の情報を交換し、全職員が共通理解のもと、対象児童に対して、対応できるようにする。
- ・ 担任一人でかかえこまず、学年あるいは、学校全体で支えるようにする。
- ・ ハートピアなど、関係機関と連絡を取り合い、職員・保護者・地域社会で長期欠席児童を、支えていくようにする。

⑦ 関係機関との連携

- ・ 市役所「家庭児童課 児童相談係」に連絡し、学校、児童相談班、民生委員などと連携し、対応する。

3 いじめ防止のための措置

○学級担任等

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲介者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

○養護教諭

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

○生活指導担当教員

- ・ いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

○管理職

- ・ 全校集会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

4 いじめ早期発見のための措置

○学級担任等

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

○養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

○生活指導担当教員

- ・学期2回以上のいじめ・生活アンケートと教育相談を実施する。保護者向け調査も行う。
- ・保健室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

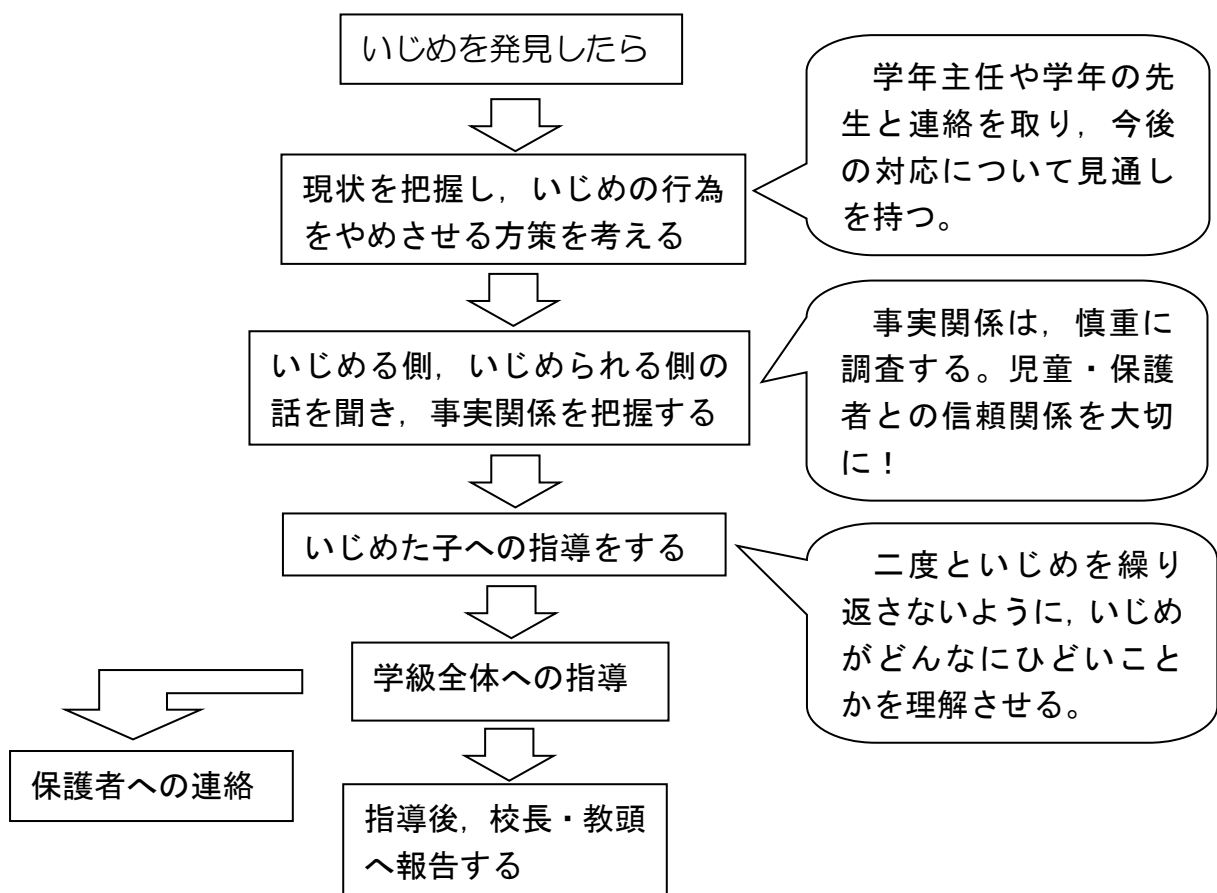
○管理職

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

5 いじめに対する措置

いじめとは、個人が、集団で長期的に精神的・肉体的苦痛をうけることである。

(からかい・悪口・物を隠す・仲間外れ・無視・嫌がらせ・暴力・脅迫など)



- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

6 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

< いじめられた児童に対応する教員 >

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

< いじめた児童に対応する教員 >

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

< 組織 >

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

< 保護者と連携する >

- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 いじめに関する教職員の研修

現職研修・初任者研修で、いじめに関する研修を行う。早期発見のためにできること、適切な対応の仕方、情報モラル授業の持ち方などについて研修を行う。

令和4年度は、人間関係のトラブル、SNS上での誹謗中傷行為によるいじめ事案が目立った。本年度はいじめの未然防止の観点から、児童がソーシャルスキルを高める指導方法の教員研修やSNSの正しい使い方について授業を行う必要がある。

8 いじめ防止への取組の年間計画

	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○道徳（将来の夢）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会で「学校いじめ基本方針」の説明
5月	D ○現職研修① <u>「ソーシャルスキルトレーニング」</u>	○大運動会 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	
6月			○ハイパーＱＵの実施→検証	○部活懇談会
7月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○個別懇談会
8月	A ○中間評価→検証			○PTA主催のあいのパトロール運動
9月	P		○身体測定	
10月	D ○現職研修② <u>「正しいSNSの使い方」</u>	○きらり学区清掃 ○学芸会	○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○高齢者訪問（1年）
11月	C	○学校保健委員会		
12月	A ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話・道徳授業）	○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○個別懇談会
1月		○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	
2月			○ハイパーＱＵの実施→検証	○保護者への学校評価アンケート
3月	C A ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会	○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	
通年	P ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談	○学校いじめ防止に関する取組の周知

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。